

件名：イリノイ州における復興計画 4 段階への移行に係る発表

ポイント：

6 月 22 日、プリツカー州知事は、5 月 5 日に発表したイリノイ復興計画に関し、6 月 26 日（金）に第 4 段階へ移行する予定と発表しました。また、すでに再開されている分野の調整や新たな分野に係るガイドライン等を発表しました。詳細は本文と関連リンクをご覧ください。

本文：

6 月 22 日、プリツカー州知事は、5 月 5 日に発表したイリノイ復興計画に関し、州内 4 つの健康地域すべてにおいて、6 月 26 日（金）に、この復興計画の第 4 段階へ移行する予定と発表しました。また、すでに再開されている分野の調整や新たな分野に係るガイドライン等を発表しました。第 4 段階への移行に関するプレスリリースは以下のリンクを参照ください。

<https://www2.illinois.gov/dceo/Media/PressReleases/Pages/PR06222020.aspx>

なお、シカゴ市についても、6 月 26 日にシカゴ復興計画による第 4 段階へ移行する予定である旨、ライトフット市長が 6 月 22 日の記者会見で発表しました。

○新たに再開が予定されている事業分野

- ・屋内リクリエーション（ボーリング場やスケート場などは、50 人または施設定員の 50%のうち人数が小さい方を上限とする等の条件下で再開可能。アミューズメントパークやトランポリン場は引き続き閉鎖。）
- ・美術館（定員の 25%以下まで、ガイド付きツアーは 50 人以下とする等の条件下で再開可能。）
- ・スポーツや音楽などの屋外観客イベント（規定座席数の 20%以下とする等の条件下で再開可能。）
- ・劇場、映画館、その他舞台芸術会場（屋内は 50 人または施設定員の 50%のうち人数が小さい方を上限とし、屋外は定員の 20%以下とする等の条件下で再開可能。）
- ・動物園（定員の 25%以下まで入場可能、ガイド付きツアーは 1 グループあたり 50 人以下とする等の条件下で再開可能。）
- ・映画製作等（防音設備のある部屋では定員の 25%以下、撮影現場などでは 50 人以下とする等の条件下で再開可能。）

○すでに再開されている分野における主な調整点

- ・集会や社会行事（50人または施設定員の50%のうち人数の小さい方を上限として集まることが可能。）
- ・屋外リクリエーション（1グループ50人以下、社会的距離が維持できる等の条件を満たす場合は複数のグループが同時に活動することも可能。）
- ・各種レストラン・バーの屋内での飲食（1グループ10人以下、着席の空間ではテーブル間に社会的距離を維持し、立食の空間では定員の25%以下とする等の条件下で再開可能。）
- ・青少年スポーツ、娯楽スポーツの試合（選手、コーチ、審判を含め1グループ50人以下、会場の定員の50%以下、観客は定員座席数の20%以下等の条件下で再開可能。）

○第4段階の詳細とガイドラインについては以下のリンクを参照ください（新たに再開が予定されている分野およびすでに再開されている分野におけるガイドラインの主な変更点など確認できます）。

<https://dceocovid19resources.com/restore-illinois/restore-illinois-phase-4/>

○すでに再開されている10の事業分野

- ・製造業
- ・各種ジム及びフィットネス・センター
- ・事務職
- ・パーソナル・ケア・サービス（美容・理髪店、ネイルサロン等）
- ・小売業（ショッピング・モールを含む）
- ・野外リクリエーション
- ・サービス・カウンター（クリーニング店等の受付カウンターなど）
- ・デイ・キャンプ（青少年リクリエーション・プログラム、教育キャンプ等）
- ・青少年スポーツ（練習や試合等）
- ・各種レストラン・バーの屋外での飲食

○イリノイ復興計画については以下のリンクを参照ください。

（州発表の復興計画）

<https://coronavirus.illinois.gov/s/restore-illinois-introduction>

（5月27日付け領事メール「イリノイ州における復興計画第3段階への移行に係る発表」）

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100059318.pdf>

○6月23日付け領事メール「シカゴ復興計画第4段階への移行に係る発表」)

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100067395.pdf>

○復興計画第4段階への移行後も、外出時におけるマスクやフェースカバーの着用及び社会的距離の確保が求められていますところ、在留邦人の皆様におかれては、引き続き安全確保と関連情報の収集に努めてください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryojil@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。